

(第6号別紙)

令和6年度 第1回市川市いじめ防止対策委員会 議事録

1 日 時 令和7年1月21日(火) 午後5時00分から午後6時30分まで

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 酒井 秀大 弁護士
(5名) 阿部 亜紀子 市川人権擁護委員協議会 顧問
山口 豊一 聖徳大学 心理・福祉学部 部長
諸富 祥彦 明治大学 文学部 教授
渡邊 哲夫 淑徳大学 総合福祉学部 教授

4 事務局 関原 一久 指導課 課長
大熊 和男 義務教育課 学校安全安心対策担当室 室長
須原 由理子 指導課 主幹
関口 一秋 指導課 主幹
志村 一樹 義務教育課 学校安全安心対策担当室 副主幹
高井 俊孝 義務教育課 学校安全安心対策担当室 主査

5 議 題 (1) いじめの状況や傾向について
(2) 本市のいじめ発生事例と対応について
(3) 諸連絡

6 そ の 他

【事務局】

皆様、こんばんは。本日はご多用の中、令和6年度市川市いじめ防止対策委員会にご出席いただきありがとうございます。この会の事務を担当します、義務教育課の高井と申します。よろしくお願いいたします。

資料の確認をいたします。お手元にホチキス止めの資料はございますか。こちらには「本会議の次第」「委員名簿」「市川市いじめ防止基本方針」「市川市いじめ対応ガイドライン」「条例により設置された3つの組織」「いじめの状況」がございます。なお、非公開資料につきましては、後ほど配付させていただきます。

本日の会議ですが、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開で行われますが、同指針の第6条第2号に規定される非公開情報に該当する議案につきましては非公開といたします。お手元の資料でございます次第の（議題2）以降がこれに該当いたします。よろしいでしょうか。

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はございますか。

【担当室 志村副主幹】

ございません。

【事務局】

それでは、令和6年度第1回市川市いじめ防止対策委員会を始めます。

委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。まず酒井弁護士からお願いいたします。

【酒井委員】

ライト総合法律事務所の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

【阿部委員】

人権擁護委員の顧問をやっております、阿部と申します。よろしくお願いいたします。

【山口委員】

聖徳大学の心理福祉学部の山口です。よろしくお願いいたします。

【諸富委員】

明治大学の諸富です。よろしくお願いいたします。

【渡邊委員】

淑徳大学で特別支援教育を担当しております、渡邊哲夫と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。指導課、義務教育課の順で自己紹介をお願いします。

【指導課 関原課長】

指導課の関原と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

【指導課 須原主幹】

指導課の須原と申します。よろしくお願ひいたします。

【指導課 関口主幹】

同じく指導課の関口と申します。よろしくお願ひいたします。

【義務教育課 大熊室長】

本日、義務教育課長の小林は、所用のため欠席させていただいております。学校安全安心対策担当室長の
大熊と申します。よろしくお願ひいたします。

【義務教育課 志村副主幹】

事務局の志村と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

改めまして義務教育課高井です。よろしくお願ひいたします。

次に、「いじめ防止対策委員会の趣旨等について」学校安全安心対策担当室よりお願ひいたします。

【義務教育課 大熊室長】

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。その条例によりいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織であり、その一つがいじめ問題対策連絡協議会です。これは、いじめ防止対策推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。

定例会は年間2回の開催予定であり、本年度の協議会は7月と12月に開催され、情報交換が行われました。

2つ目の組織は、本日お集まりいただいている、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験のある者により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係

る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関です。定例会は年間1回の開催予定であり、11月から1月を目安に開催しております。市内で実際に起きているいじめの具体的な事例についてご指導ご助言いただけたらと考え、この時期を設定しております。

いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務局管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合に、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら3つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和2年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応していました。しかし、数年前に本市で発生した「いじめの重大事態」において長期にわたる対応を強いられたことを受け、しっかりした組織を作るべきとの指摘もあり、令和3年度よりこれらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。

いじめが認知された場合は、まず学校が主体となり、そこに教育委員会や関係機関、又、教育委員会が委嘱している学校問題対策委員等が連携し対応してまいります。しかし、解決が困難な事案や保護者の納得を得ることが難しい事案が生じた場合などは、学校の設置者主体の調査機関として、ここにいる委員の皆様のお力をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【事務局】

ただ今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

それでは、本日の議題に進みます。ここから先は、委員長の酒井委員に進行をお願いいたします。

【酒井委員】

では進行を務めさせていただきます酒井でございます。

次第1の本市におけるいじめ問題の状況については、事務局よりご説明の方をよろしくお願いいたします。

【指導課 関口主幹】

それでは、いじめの状況についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。この資料1の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和6年10月31日に取りまとめられた国の調査による、千葉県データを載せております。千葉県のデータは令和5年度分までのものが公表されています。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。平成24年度にいじめ防止対策推進法施行があり、いじめの定義も変わりました。それによって、いじめの定義および認知に関して浸透し、軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめと認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているところでございます。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも平成28年度の調査時に基準が一つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることと、さらにいじめ行為が止んでいる、3か月经っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定され、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約78パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思えます。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしかからかい、悪口などをいわれるいじめが主に行われていることがわかります。小・中学校は続いて、仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれる、が上位となりました。高等学校については、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるSNS等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際には更に件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

【酒井委員】

今、説明がありました事項について、委員の皆様から質問やご意見等はございますか。ないようでしたら、議題1についてはここまでとさせていただきます。

次に、議題2に移ります。議題2は、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条第2号に規定される非公開条項に該当する議題ですので、ここからは非公開となります。

(ここからは非公開)

【事務局】

それでは、事務局から連絡いたします。本日の会議録を作成後、委員の皆様にお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。

いじめ防止対策委員会の定例会は本日の1回のみです。今後、いじめの重大事態の調査が必要になった際は、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。連絡は以上でございます。

それでは、以上で、令和6年度第1回市川市いじめ防止対策委員会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。それでは、非公開資料を回収させていただきたいと思えます。